

# 宮城県自然環境保全審議会 会議録

日時 平成30年10月31日（水）午後1時15分から  
場所 行政庁舎11階 第二会議室

## 【次 第】

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 事
  - (1) 宮城県自然環境保全審議会会長の決定について
  - (2) 会長による副会長の指名，各部会に属する委員及び専門委員の指名，各部会長及び代理者の指名について
- 4 報 告
  - 温泉部会に係る処分状況について
- 5 その他
- 6 閉 会

## 【資 料】

- 資 料 1 宮城県自然環境保全審議会の概要  
資 料 2 自然環境保全審議会条例  
資 料 3 自然環境保全審議会温泉部会答申状況一覧  
参考資料1 宮城県自然環境保全審議会審議事項一覧  
参考資料2 宮城県自然環境保全審議会の過去10年間の審議事項

- 配布資料
- ・みやぎの自然保護マップ
  - ・みやぎの生物多様性マップ
  - ・自然保護課所管施設パンフレット  
(蔵王野鳥の森自然観察センター、県民の森、昭和万葉の森、こもれびの森森林科学館)

## 【会議録】

### 次第1 開会

(事務局から開会に先立ち、出席委員への委嘱状の交付及び欠席委員の紹介が行われた。開会宣言後、後藤環境生活部長が挨拶を行った。)

### 次第2 挨拶 (後藤康宏環境生活部長)

本日はお忙しい中、平成30年度第1回宮城県自然環境保全審議会に出席いただき厚くお礼申し上げます。また委員の皆様には、日頃から本県の自然環境保全の推進について、格別の理解と支援を賜っており、重ねてお礼を申し上げます。先程、委嘱状を交付させていただいたが、委員の皆様には今後2年間にわたり、本県の自然環境保全行政の重要事項について審議いただくこととなるので、それぞれの立場、識見に基づき、忌憚のない意見を賜るよう、お願い申し上げます。

さて、現在の本県の状況は、震災からの復興や新たな社会インフラの整備が着実に進展している一方で、復興需要を背景にした土砂採取等の林地開発が増加し、さらには、再生エネルギー推進、これも環境生活行政上の重要事項ではあるが、その流れの中で太陽光発電のための林地開発も増加しており、これらに対しては自然環境の保全や安全確保の観点から、適切な許可制度等の運用に努めているところである。また一方で、志津川湾が津波の被害から回復し、ラムサール条約登録湿地になったということで、喜ばしいこともあった。

さらには、近年、野生鳥獣の増加や農林業等への被害が大きな問題となっており、鳥獣保護管理の面においても、第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき、生息状況の調査、個体数の調整、傷病鳥獣の保護などを行い、適切な捕獲許可の実施にも努めながら、人と野生鳥獣とが良好な状態で共生が図られるよう努めているところである。

本日の審議会では、新たな任期となり最初の審議会なので、会長の選出の後に、副会長、各部会に属すべき委員、専門委員及び部会長の指名を行っていただき、引き続いて報告事項を予定している。本日出席の皆様方の御健勝と更なる御活躍を祈念申し上げ、さらには宮城県の環境生活行政の発展を祈念し、開会の挨拶とする。本日はよろしく願います。

(後藤部長が公務により退席。事務局より定足数の報告。構成委員23人中出席者が18人であり、過半数を満たしていることから、当審議会条例第6条第2項の規定により、有効に成立していることを報告。次に、本日の会議の公開・非公開について報告。平成12年3月21日に開催された審議会の結果により、審議案件については公開、各部会の審議結果報告については一部非公開となっていることから、本日の議事については公開、温泉部会からの報告については法人及び個人情報が含まれていることから非公開とすることを報告。)

### 次第3 議事

#### (議事1) 宮城県自然環境保全審議会会長の決定について

事務局：次第3の議事に入る。はじめに(1)当審議会の会長の選出となるが、会長が決まるまで、土屋 範芳 委員に仮議長をお願いしたいが、ご了承いただけるか。(委員から「異議なし」の声)それでは、土屋委員よろしく願います。(土屋委員は会長(議長)席に移動)

土屋委員：仮議長を務めさせていただく。会長の選出に当たり、審議会関係規定等について事務局から説明をお願いします。

事務局：(資料1「審議会の概要」及び資料2「審議会条例」により説明)

土屋委員：会長の選出について、先程事務局から説明のあったとおり、当審議会条例第4条第1項の規定により、委員の互選により選出されることとなっている。どなたか推薦等あるか。

玉手委員：西村委員を会長に推薦したいと思う。

土屋委員：ただいま、玉手委員から西村委員を会長に推薦する旨の発言があったが、意見等はあるか。(各委員から発言なし)

土屋委員：「異議なし」ということなので、当審議会の会長は、西村委員をお願いしたいと思う。よろしく願います。以上をもって、議長を交代させていただく。西村先生、よろしく願います。(土屋委員、元の席に移動)

西村会長：微力ではあるが、宮城県の自然環境保全のために審議を尽くすとのことで司会進行に全力を尽くして参りたいと思うので、よろしく願います。一言だけ挨拶申しあげる。本日こちらに来る道すがら、紅葉が美しい様子がみられた。このような美しい景観は自然環境に恵まれた宮城県だからこそと感じている。しかしながら、伊豆沼・内沼の自然再生にも関わっているが、一度損なうと元に戻すのはなかなか難しいという側面もある。様々な自然環境を脅かす問題、地球温暖化のように大きな問題から、鳥獣の保護管理、緑地保全、生物多様性に関わる事項など多岐にわたる。これらをしっかり守りながら、50年先、100年先、次世代に、県民に引き継いでいく使命がある。私からのお願いだが、常日頃自然環境を身近に感じて、異変のないことを確認していく、異変があればすぐに対応する、早期発

見・治療が大切。審議会委員の皆様の見識等をもって対応し、自然環境を保全し、引き継いでいきたいと思うので、宜しくお願いする。

事務局：それでは、当審議会条例第6条第1項の規定により、以後の議事の進行について、西村会長にお願いします。

(議事2) 会長による副会長の指名、各部に属する委員及び専門委員の指名、各部長及び代理者の指名について

西村会長：議事(2)の副会長の指名、各部に属すべき委員及び専門委員の指名、各部の部長及び代理者の指名を行う。

副会長を指名する。

第1順位の副会長を伊藤 絹子 委員に、

第2順位の副会長を益子 保 委員にお願いします。

西村会長：次に、自然環境部会、温泉部会に属すべき委員と専門委員、各部の部長及び代理者を指名する。

自然環境部会については、委員の中から、

生駒 純一 委員、伊藤 絹子 委員、大越 和加 委員、小林 秀樹 委員、

鈴木 美紀子 委員、陶山 佳久 委員、土屋 剛 委員 にお願いします。

また、知事から任命されている専門委員の中から、特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会会長の高橋 孝紀 委員、宮城県農林種苗農業協同組合専務理事の河野 裕 委員、公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団研究員の藤本 泰文 委員にお願いします。

自然環境部会長は、伊藤 絹子 委員、その代理者は陶山 佳久 委員にお願いします。

続いて、温泉部会については、委員の中から

永広 昌之 委員、土屋 範芳 委員、富岡 佳久 委員、益子 保 委員、村上 英人 委員にお願いします。

また、知事から任命されている専門委員の中から、

一般社団法人宮城県温泉協会理事の岩松 廣行 委員、さとう法律事務所弁護士佐藤 靖祥 委員、東北大学病院准教授の高山 真 委員、一般社団法人宮城県温泉協会理事の沼倉 浩章 委員にお願いします。

温泉部会長は、益子 保 委員に、その代理者は永広 昌之 委員にお願いします。

#### 次第4 報告（温泉部会に係る処分状況について）

西村会長：次第4の報告に入るが、冒頭で事務局から申し上げたとおり、この後は非公開となる。（傍聴者・報道関係者の参加者なし）  
それでは、「温泉部会に係る処分状況について」益子委員から願います。

益子委員：（資料3に基づき説明。第75回温泉部会処分状況について、諮問番号1掘削許可申請については許可適当。諮問番号2動力許可申請については科学的根拠資料の不足により許可保留とした。第76回温泉部会処分状況について、掘削許可申請2件、動力許可申請1件（保留案件資料追加により対応）全て許可適当となった。第77回温泉部会処分状況について、掘削許可申請1件、許可適当となった。）

西村会長：報告について質疑等はあるか。（委員から質疑等なし）質疑を終了し、次に進む。

#### 次第5 その他

西村会長：委員から何かお話はあるか。（委員からはなし）事務局から何かあるか。

事務局：（参考資料1及び2の内容について説明）

西村会長：説明に対して質疑等あるか。（委員からはなし）  
私から1点質問だが、今年度の審議会の予定はあるか。

事務局：今年度は、第12次計画施行中だが、関係者から市町村による捕獲許可の日数が短いとの意見が出ており、捕獲許可の日数について見直しをすることが、市町村にアンケート調査を行い、その結果をもって、年度内に審議会を開催すると思われる。ハクビシン等の小さい鳥獣は許可期間が1週間とか2週間で短く、最近数が多く出てきているので、許可期間が短いと対応が難しいとの意見が出てきており、その見直しを行えればと考えている。

西村会長：その他何か質疑等あるか。

小林委員：環境生活部長よりお話があったが、志津川湾のラムサール条約湿地について、本審議会や自然環境部会との関わりはどうか。また、ラムサールトライアングルの名前は今後どうなるのか。

事務局：まず、ラムサールトリアングルの名前については、来月の下旬頃に、栗原市、登米市、大崎市、南三陸町の4市町でラムサールトリアングル関係の会議が行われ、その中で名称をどうするか検討する予定。ラムサール条約登録に向けては、町と国が連携し動いていたもので、県の直接の関わりはなかったが、県としては、今後ラムサールトリアングルを含め、ワイズユースのあり方、地域振興の観点から、関わり方を検討して参りたい。本審議会や自然環境部会との関わりについては、今後鳥獣保護区の指定等で関わりがあるかもしれない。

西村会長：その他質疑はあるか。

伊藤(恵)委員：この場で聞いていいかわからないが、鳥獣による農作物への被害が大きくなってきている。農家の方々から、ハクビシンによる被害が多い、捕まえても処分できずにどうしたらいいかわからない、との声が多く聞かれている。ハクビシンの対応についてどのようにすればいいか聞きたい。

事務局：処分というのは、捕獲した個体の処分のことか。

伊藤(恵)委員：そのとおり。捕まえて役場に持って行っても、役場では処分できないと言われて、困っているようだ。ある農家はハクビシンにとうもろこし千個ほどの被害受けている。捕まえてもどう処分したらいいものかわからない様子。

事務局：ハクビシン等の中型の有害鳥獣については、市町村による有害鳥獣捕獲許可となる。町の方で許可を出してもらい、止め刺しなどの方法で対応するが、農家の方だけでは難しいと思われるため、猟友会に協力をもらいながら捕殺する方法がある。具体的な処理方法については、市町村によるが、県としては全てを把握はしていないので、今後確認はしていきたい。

事務局：ハクビシンに限らず、有害鳥獣と呼ばれるものについては、基本的に市町村で指定する。イノシシ、ニホンジカ、身近なものだとカラスなど。そういうものについては、市町村において被害防止計画を策定しており、例えば、A町でハクビシンを有害鳥獣に指定していれば、役場に連絡し、役場に処分してもらうことができる。まずは役場に相談してもらい、有害鳥獣に指定されていないければ、指定してもらうことが必要。町の計画に乗せてもらえば、費用は国庫補助である。個人では処分が難しい。わなをしかけて捕まえても、殺すのが難しいなどの問題があるので。

西村会長：その他質疑等はあるか。（委員からはなし）

事務局：配付資料「みやぎの自然保護マップ」の内容を説明する。（県立自然公園、県自然環境保全地域、県緑地環境保全地域、鳥獣保護区等の指定状況等をマップに基づき説明。）志津川湾については鳥獣保護区に指定される予定なので、今後マップを更新予定である。

西村会長：その他質疑等はあるか。（委員からはなし）

伊藤(恵)委員：「みやぎの自然保護マップ」は、非常に良いと思う。小中学校等で配布されているものなのか。

事務局：部数が大量にあるわけではなく、単価も安くはないので、配布はしていない。主に、事業者の開発計画に係る事前相談に際し、マップを用いて各保全地域を説明するのに使用している。今日別に配布した各施設のパンフレットは各施設においてあるのでご自由にご利用いただける。

西村会長：その他質疑等はあるか。（委員からはなし）

西村会長：以上で、本日の議事を終了する。進行を事務局にお返りする。

#### 次第6 閉会

事務局：それでは、以上をもって自然環境保全審議会の一切を終了する。

(以上)